

二、現症の既往症　數日前より下顎右側臼歯部に鈍重の感あり、咀嚼に際し強直を
覚えしが昨朝より疼痛漸次増悪し、食物の咀嚼甚しく障害せられ、昨夜は安眠を
妨げられ、今朝に至りて顎の開閉頗る困難となり、昨夜は多少の發熱ありしこ
覺ゆ

【主訴】

下顎右側臼歯部の鈍痛及開口障害

【現症】

一、體格優等、栄養極めて佳良、顔貌に變化なし、體温三十七度四分、脈搏七八八至
一一、中等度の牙關緊急を呈し、口腔は一般に清潔、粘膜面にも異常を認めず
三、歯牙極めて強堅にして齒數三十二を算し、二三の齶齒あれども、何れも完全な
る金充填を有せり

四、指定患部を診査するに二ヶの小白歯及第一大臼歯には何等の異常なし、第二大
臼歯は遠心咬合面の大窩洞に「ゴールド、インレー」を有す、第三大臼歯は舌側
咬頭の一部を露出するも其頬側大部は尚歯齦を以て覆はれたり

歯齦は臼歯後三角部に於て著しく發赤腫脹し、灼熱感あり、壓痛を訴ふ、智歯の
頬側を覆ふ處の歯齦は瓣狀を呈し細小なる消息子を其下に挿入するを得
患部の歯齦は頬側は第二大臼歯の根端部まで、舌側は前口蓋弓の前方に至るまで
發赤腫脹し且壓痛著明なり、第二大臼歯及智歯は打診に反應を呈すれども冷熱に
は何等の知覺なし

五、顎下淋巴腺は右側に於て雀卵大的ものを觸る、僅に壓痛あり

【診断】

下顎右側智歯難生

理由

- 1 智歯萌出と共に發病し、今尙萌出半ばなるの智歯を認む
- 2 初期より牙關緊急を起せる事
- 3 當該智歯部を中心として炎性症候著明なる事

【鑑別】

顎骨骨膜炎と鑑別するを要す、患部には大なる遠心咬合面充填を有する第二大臼歯

の存在するが故に殊に之を思はざるべからず、然れども左の點に於て之を排除するを得べし

- 1 顎骨骨膜炎にありては通常患歯の歯膜炎及歯槽膿瘍の症狀を以て初まる事、著明の疼痛なしに突然牙關緊急を起すことなし
- 2 患歯を中心として顎骨の一側に廣汎性に腫脹を呈す、本例にありては顎間皺襞部に於て顎の兩側に跨りて發赤腫脹を呈せり
- 3 智歯の萌出と何等の關係を有する事なし

【豫後】

消炎療法及歯齦瓣の切除により一時鎮靜する事あるべしと雖も、患歯は頬側に傾斜し、咬筋下に埋伏せられたるを以て終に抜去の止むなきに至るべし、蓋し之を放置すれば毒性の強き細菌の感染により骨膜炎等を繼發する事あるべければなり

【處置】

一、局處を清掃消毒し、且つ頬側歯齦部に多量の温湯灌注を行ひて誘導消炎せしめん事を計るべし

- 二、外頬部には冷罨法を施こし、口腔は防腐性含嗽の使用によりて清潔に保つべし、疼痛に對しては「アンチビリン」或は類似薬の頓服を命すべし
- 三、數回の治療後急性炎去りて牙關緊急の緩解せる時は上蓋瓣状歯齦を切除すべし
- 四、經過を試みて炎症消退を待ちて抜去するを佳とす

【講評】

○○○○○○○○○○○○
牙關緊急に就て説明せんこす

- 一、定義 牙關緊急の定義に就て二個の相異なる見解あり、先づ之を解釋すべし元來凡ての關節に就て其運動障害を起す狀態を二つに大別するものとす、一は關節自箇に障害のある時即關節強直にして、他の一は關節の運動装置たる筋肉に障害ある時即關節攣縮之れなり
- 下頸關節に於ても亦此の如く關節強直と關節攣縮との兩者を明かに區別するを得べきものにして、就中後者の場合即下頸關節の運動装置たる處の咀嚼筋の攣縮によるもの、みに對して牙關緊急なる名稱を附するものあり、一般外科醫は多くは之れに從ふもの、如し

之れに反して多數の米國歯科外科醫等は原因の如何に關せず、開口不能或は上下の兩齒列を相遠ざけ能はざる狀態を總稱して牙關緊急と云ふ、而して其原因の關節強直たる事、攣縮たることを問はざるなり、即兩者を混同して牙關緊急と稱するなり

兩者の見解は此の如く相異すれども、吾人は因襲的に後者の定義によりて解釋し來れるなり

二、診斷 牙關緊急に就て吾人は次の諸項を診査するを要す

1 先づ程度を診査すべし、一密迷以上開口し能はざるもの高度と稱し、僅かに開口障害を自覺するに止まる程度のものを輕度と云ひ、其中間のものを中等度と云ふ

2 器質的のものなりや、疼痛性のものなりや、神經性のものなりやを次に鑑別するを要す

器質的のもの、即明瞭なる器質的變化ありて其がために起るもの少なからず、即兩頸に亘れる著しき瘢痕形成によるもの、骨性關節強直によるもの等の如し

疼痛性のものは主として疼痛のために顎の開閉を避くる状態を云ふものにして、麻酔剤を用ゆれば忽ち消失す、日常吾人の遭遇する處のものは多くは之れに屬す、淋毒性下顎關節炎、咀嚼筋炎、顎間皺襞部の炎症等によるもの之れなり

神經性のものとしては咀嚼筋の攣縮を起さしむる神經性疾患によるものにして全身性原因或は中樞神經性原因によるものとす、「ヒステリー」、舞踏病、破傷風、「ストリキニーネ」中毒等によるもの之れに屬す

上記の三種中器質性のものは著明の變化あるべきが故に視診上既に容易に之を識別し得べし、神經性のものは同時に他部にも同様なる攣縮其他の症候を呈するにより之を知るを得べし

3 疼痛性のものにありては其疼痛の主坐を診査せざるべからず、通例壓痛其他の炎性症候を隨伴するが故に容易に之を識別し得べし、殊に最初に發生したる部位を知るを要す

關節部に於ける疼痛は耳前方の關節の觸診によれば容易に診査し得べし、殊に

頸運動を營ましめつゝ之を診査すべし、咀嚼筋に於ける疼痛は下顎骨體の外側より直に觸診するを得べく、殊に頸を開合したる儘咀嚼運動をなさしむれば最明かに咬筋を觸るべし、最後に注意して頸間皺襞部の状況を診査すべし

4 其他記憶すべき要項左の如し

- a 二十歳前後のものに於て突然起る處の疼痛性牙關緊急に就ては必らず先づ智齒難生を考ふべく
- b 齒痛に次で數日中に起る處の牙關緊急は頸骨骨膜炎を疑ふべく
- c 壯年以後のものに於て徐々に起れる無炎性のものに就ては癌腫を思はざるべからず
- d 其他急性淋疾の經過中に来る處の急性淋毒性下顎關節炎、第三期微毒患者に来る處の微毒性咀嚼筋炎等原因たる疾患を想起するを得ば診斷極めて容易なり

二七 痘毒性口内炎

患者 原 ○ 郎

年齢：二十九歳 性：男性 職業：商店員

指定患部 口 内 一般

【既往症】

一、一般既往症 血族的關係に於て特記すべきものなし、微毒の遺傳を絶対に否認す、生來強健、幼時種痘に善感、麻疹を経過したり、約十年前軟性下疳に罹り、横痃を發し切開を受け、約月餘にして治癒したり、中等量の酒を嗜む

二、現症の既往症 約一年前麻疹に罹り加療せしも、此發疹は容易に消褪せずして一進一退今尙全快せず、醫療を繼續す(脣部注射)

然るに約一ヶ月半以前より口腔に不快を覺え、歯齦より出血し、歯牙弛緩動搖し、口氣惡臭、流唾あり、咀嚼に障害を覺ゆるに至れり

【主訴】

・歯牙の弛緩動搖、歯齦部の疼痛及出血、並びに口内不快感

【現 症】

- 一、體格中等、栄養不良、顔貌憔悴せる外著變なし
- 二、口腔不潔にして口氣惡臭あり、唾液粘稠にして頗る多量に分泌し、粘膜は一般に潮紅して弛緩せり
- 三、歯牙強堅なれども何れも中等度の弛緩動搖を呈し、上顎は全數存在すれども、下顎は兩側共に大臼齒を缺如す、上顎左側第二小白齒は殊に著しく弛緩動搖し、深大なる窩洞を有し、暗青色に變じ根管開口部を見るを得、打診に對して輕度の反應あり

四、口腔粘膜殊に歯齦緣に於て最著明なる變化を認む、即歯齦緣は發赤腫脹し頗る出血し易く、表面は汚穢灰白色豚脂様の義膜を附着し僅に壓痛あり

五、頸下淋巴腺　兩側共に小指頭大的ものを觸る、僅に壓痛あるも全く移動性なり

【診 斷】

汞毒性口内炎

理 由

- 1 汞剤の使用を信すべき事情あり、即患者は一年前に麻疹に罹り、爾後其治療完全ならざるを云ふ、然れども麻疹に此の如き長き経過なし、之れ恐くは微毒性發疹ならんか、而して患者の言ふ處の臀部注射は恐くは驅蟲の目的を以てする處の「ナリチール」酸水銀或は其他何等かの汞剤の注射なるべし
- 2 汞剤の中毒症狀と認むべき症候あり、流唾、口内異常味等の如し
- 3 前記の既往症を有するものに於て口腔粘膜一般の發赤、殊に歯齦緣に著明なる炎性症候を見る事等による

【鑑 別】

口内炎、殊に歯齦縁に病變を起す他の他種の口内炎と鑑別するを要す、潰瘍性口内炎及壞血病性口内炎を殊に識別するを要す

- 1、潰瘍性口内炎との鑑別は頗る簡単ならず、蓋し潰瘍性口内炎の定型的のものは
a 幼兒に好發し必らずしも歯牙の存否に關せず b 全く汞剤の使用に關係なく
c 流唾は之を見るも口内に鏽味を覺ゆる事決して之れなし

之れに反し成人に於て歯牙に接して歯齦に現はるゝ處の潰瘍性口内炎にありては他覺的症候殆ど全く汞毒性口内炎に於けるものに同じ、強て相異を求むればa 汞剤の使用の既往症なく b 流唾及口内鑛味等の汞剤中毒の症狀なく c 汞剤の使用廢止によりて忽ち治癒することなし

二、壊血病性口内炎も亦多數歯に亘りて其歯齦の浮腫弛緩出血潰瘍形成等を生起する點に於て本症に似たるものあり
然れども壊血病性のものにありては a 餓餓或は新鮮なる野菜に缺乏したるの後に來り b 素より汞剤の使用等に關係なく c 全身症狀著明にして往々他部の粘膜出血殊に衄血、血尿等を隨伴し或は皮下溢血等の併發せるを見るべく d 局處にありても啻に歯齦縁のみにあらず口腔粘膜の隨處に出血點を有する等の事實により鑑別困難ならず

【豫後】

本例の如きものにありては原因たる汞剤の使用を中止し、局處の清掃及防腐的處置と相俟つて全身栄養の恢復を計れば、約二週間にして歯齦の創面清潔となり上皮形

成完了すべし、但其一部には組織の實質缺損を残し、歯間乳頭の消失從て歯間離開を殘すべし

本症は素と表面性の疾患にして深入する傾向大ならざるものなるが故に歯牙植立状態の異常殊に脱落を招來するが如きこと殆んど之れなし

【處置】

- 1 汞剤を一時中止するを緊要とす、但輕症にありては全然之を中止せざるも其用量を減するを以て足りりとする事あり、然れども本例の如きものにありては汞剤を全く廢用し築養の恢復を待つて「サルヴァルサン」等を使用するを勝れりとす
- 2 次に緊要なるは口内の清掃及防腐的處置なりとす、即歯牙の沈着物を悉く除去し、毎日數回一%過酸化水素水を以て口内を洗滌し、三%硼酸水の含嗽を頻々使用せしむるの類之れなり
- 3 潰瘍を形成せる時は防腐及輕微刺戟の目的を以て沃度丁幾合剤等を塗布し、又出血性著明なる時には硝酸銀を以て腐蝕するを要す
- 4 其他一方に於ては便秘を防ぎ、且消化し易き滋養物を攝取せしむるを必要と

す、新鮮なる蔬菜及果實を與ふる事亦缺くべからず

【講評】

徴毒の診査に就て説かんとす

既往症を問診するに本患者に於ては徴毒の感染を疑ふべき點多し、本例の如き學用患者にありては問診をなす事頗る自由なるが故に露骨に既往症を聽くを得べしと雖も、患者の種類によりては問診の自由を缺く事あり、且往々事實を隠蔽するの傾向なきにあらざれば、徴毒の診査は決して容易ならざるものとす、而かも其極めて緊要なるを思はざるべからず、故に比較的圓曲に次の如き方法によりて問診し且其他の事項を診査すべし

一、既往症の問診に就ては頗る意を用ゆるを要す、左項を知るを要す
視するに足らず

1 徵毒性疾患の遺傳。但殆んど的確に之を知得する事能はざるべし、敢て重要視するに足らず

2 徵毒感染の既往症 之れも亦頗る得易からざる既往症なり、故に遊蕩兒、花柳社會の人士、労働者階級には常に多少の疑惑を投じて不可なからん

3 花柳病を憚みし既往症 亦頗る問診し難き事あるべし、或は之を隠蔽するも

のあり、我は淋疾と混同するものあり、必らずしも信賴し能はず
〔消去〕4 毛髪脱落、聲音嘶啞等の第一期症候、或は皮膚發疹等の第二期症候に就て間接に問診すれば却て要領を得べし、重要視するに足る

5 婦人に於ては頻々流産の起る等は疑ふべきものとす

6 塗擦療法、注射療法等を受けたる事實の有無も亦参考に資すべし、聽取し易いし

二、現症に於ては次の諸項に注目すべし

- 1 第一期症候中の下疳、毛髪脱落、多發性淋巴腺肥大等は容易に診査し得べき事實なり
- 2 第二期症候として諸種の發疹を注目すべく
- 3 第三期症候として護謨腫及潰瘍等の有無を診査すべし
- 4 其他遺傳徴毒の症候即ハツチンソン歯、角膜實質炎、迷路疾患等の有無をも診査するを要す

三、特殊診査法 既往症及現症は必らずしも常に明白ならず、往々診断に苦しむ事あり、然る時は左法の一によりて確定するを合理的となす

1 局處の滲出物をブルリー墨汁染色法等により鏡検して「スピロホーラ、バカリダ」を證明する事

2 少量の血液を採取してワツセルマン反応を検査する事

3 驅黴療法を試みて其結果を注視する事

二八 潰瘍性口内炎

患者 井○ 豊○

年齢：二十一歳 性：女性 職業：無

患部 口内一般

【既往症】

一、血族關係 父は六十八歳にして健在、母は五十五歳にして亦健在、一兄一姉及

一弟四妹あり、共に健全、遺傳病の疑ふべきなし

二、一般既往症 生來著患を知らず、五歳にして軽き疫咳に罹り九歳の頃麻疹を経

過したり、十七歳にして月華開け以後常に順調なりと

三、現症の既往症 約十日以前より消化障害を覺え當初は便秘せるを以て數回「カラスカラ」錠を内用し且「リスリン」灌腸を行ひたり、然るに三日以前より毎日午後に至れば體温三十八度七分位に達し、且口内に屢々疼痛殊に劇烈ならざれども廣汎性にして冷熱飲食料及刺戟性物質の攝取に方りて著しく増悪するものなるを訴ふ、口内清掃及觸接により上下歯齦より容易に出血し僅かに流動食をなせるのみ

【主訴】

上下歯齦よりの出血及咀嚼障害

【現症】

一、體格栄養共に頗る佳良、現在病臥せるも何等苦痛又は羸瘦の觀を見ず

二、顔貌 異常なし

三、口内 僅に異臭を放ち、唾液粘稠にして縫を牽く

歯牙は概して強堅にして下顎左右の第一大臼歯が金冠を有し其他二三の微細なる
金充填を有する外異常を認めず、歯面に稍多量の歯垢を膠着せるを認む

口腔粘膜は一般に潮紅し舌尖及頬内面に於て殊に甚し

歯齦縁に沿ふて最著明の變化を認む、即全歯の歯頸に相當する歯齦遊離縁、殊に
下顎大小臼歯部の頬面及下顎前歯部の舌面に於て最も著しく、歯齦縁は鈍厚弛緩
し發赤して歯頸部より瓣状をなして剝離し、軽く觸るゝも極めて容易に出血す、
知覺は比較的鋭敏ならず

又上顎前歯部の舌面歯齦縁及下顎前歯部の歯間乳頭に相當して灰白色の義膜様物
質を以て覆はれたる部分あり、之を除去する程度に強く其一部を除けば忽ちに出
血し且知覺鋭敏なり

更に右側上下兩顎犬歯部の唇面歯槽部に相當する粘膜面に小豆大の帶圓灰白色斑
あり、表面不平にして知覺極めて鋭敏なり
頬間皺襞の部分は多少腫脹して弛緩せるも潰瘍面等を見ず、從て顎の開閉に異常
を覺ゆる事なし

【診 斷】

潰瘍性口内炎

理 由 左の如し

- 1 口腔粘膜は廣汎性に發赤し、所々に潰瘍を散在し
- 2 潰瘍は不正形淺在性にして敢て深入するの傾向を認めず
- 3 歯牙は敢て病變を有せず骨植亦強堅なる事
- 4 經過迅速にして炎性症候著明なること

【鑑 別】

本症の如きものは之を汞毒性口内炎及亞布答性口内炎と鑑別するを要す

一、汞毒性口内炎は次の如き點を以て容易に鑑別するを得べし

- 1 汞剤攝取によりて起る、例之水銀塗擦とか、水銀職工とかに來り、或は少く
とも甘汞下剤使用等に次で來るもの常なり

2 其起るや汞劑中毒の症狀著明なる事、即流唾とか、口内鑛味とか、舌腫脹等の著明なるもの等あり

二、亞布答性口内炎は其鑑別更に容易なり、其要點左の如し

1 亞布答は本症に於けるが如く真正潰瘍を成さず、表面常に上皮を具へ帶圓形の整然たる概形を有し、出血性に乏し

2 主として頬粘膜、舌粘膜等に發現し齒齦遊離縁に來る事稀なり

【豫後】

通例原因を去りて口内を清掃し消炎療法を施せば一乃至二週間にして全く快癒す、時として潰瘍深入して齒槽突起の骨疽を起す事あれども極めて稀に屬す、本症の如きは何等の故障なくして十日以内に治癒すべきものなるべし

幼若者に於て急劇に多發するものは急性腎臓炎を起す事あるが故に検尿法を行ひて之れに備ふべし、老人或は中年以後の人士の高度の潰瘍形成の場合には治癒後齒間乳頭の消失を遺す事あれども本例の如き少壯者にありては此の如き事なかるべし

【處置】

- 1 原因を除くを以て第一義となす、本例にありては原因不明なるも恐くは胃腸障害の爲めに身體不調を起し口腔粘膜の抵抗力著しく低下したる結果なるべし、故に胃腸を整へ殊に腸を開通し、又局處的には齒頸部に於ける沈着物を悉く清掃するを要す、近時本症を目して「ヴィターミン」缺乏症の一と見做し從て新鮮なる野菜果實の攝取を推奨するものあり
- 2 潰瘍面は硝酸銀結晶を以て一二回軽く腐蝕すべし、齒齦の瓣狀をなせる部分には「ヨードグリセロール」を數日毎に囊内に塗布すべし
- 3 次に無刺戟防腐性の含嗽劑即硼酸水又は重曹水の多量を用ひ毎日頻々含嗽せしむべし、過酸化水素水は寧ろ刺戟を嫌むべし
- 4 疼痛あるものに對しては微温重曹水の多量を用ひて口内灌注を行ふ事最有効なり

- 5 近時「メチレン」青の塗布を推奨するものあり、又ワーンサン氏「スピロホエータ」を檢出し得たるものに對しては「サルヴァルサン」の塗布又は靜脈内注射を應用するものあり

【講評】

口腔潰瘍

に就きて説明せんとす

口腔に發見せらるゝ潰瘍極めて多し、之を表示すれば左の如し

- 一、外傷によるもの
1 火傷潰瘍：水疱の崩壊によりて形成せらる

- 2 腐蝕潰瘍：腐蝕剤の接觸によりて形成せらる

- 3 擦瘡性潰瘍：器械的損傷によりて形成せらる

- 4 ベトナー氏潰瘍：初生兒の硬口蓋に清掃の爲め粘膜を毀傷して生ず

a 潰瘍性口内炎

b 悪毒性口内炎

c 口蹄疫

d 亞布答性口内炎

e 乳白斑

- a 微毒性潰瘍：護膜腫の崩壊によりて

二、炎症によるもの

1 急性炎によるもの

2 慢性炎によるもの

形成せらる

1 慢性炎によるもの

2 慢性炎によるもの

形成せらる

三、腫瘍によるもの 痢腫性潰瘍

- 1 水痘、痘瘡等の水疱疹の崩壊によるもの

- 2 窒扶斯及「バラチフス」の發疹の崩壊によるもの

- 3 「ガンゴサ」熱帶病にして本邦には稀なり

此等の潰瘍は各自特有なる形態を有するを以て其形態によりて或程度迄之を鑑別し得る事勿論なれども更に次の順序によりて容易に診査し得べし

- 1 外傷性ものなるや否やを診査す 外傷の動機を作る處の火傷、腐蝕毒、器械的損傷等の原因となるものを視診し又問診するを得べし

- 2 腫瘍殊に癌腫によるものなるや否やを確かむ 高齢者に於ける出血性の進行的の潰瘍にして周圍組織の浸潤、所屬淋巴腺の硬結、惡液質等に注目し尙疑はしき時は直ちに顯微鏡的検査に委すべし

3 発疹の崩壊によるものは發疹形成の原發疾病的存否を診査すれば診断容易なるべし

4 急性炎によるものなるや慢性炎によるものなるやを診査するは経過の緩急と急性炎症症候殊に紅腫熱痛及機能障害の存否によりて鑑別するを得べし

5 慢性炎によるものとしては不潔なる浸潤せる斷崖状の微毒性潰瘍も、又附近に粟粒結節を散在する弛緩性結核潰瘍も容易に診査を確定するを得べし

6 急性炎によるものとしては口蹄疫は傳染経路を確かむれば診断容易なるべく乳白斑は第一期微毒を経過したるものに發見せられ、亞布答は真正の潰瘍にあらざるを以て何れも診断困難ならず

唯本例の如く歯齦縁に沿ふて多數歯に亘りて來る潰瘍は潰瘍性口内炎か汞毒性口内炎かにあらざれば見る事なき形態と云ふべし、此兩者の鑑別は前項に述べたるが如し

二九 慢性顎下淋巴腺炎

患者 花 ○ 富 ○

年齢：十七歳 性：男性 職業：呉服屋小店員

指定患部 下顎右側一般

【既往症】

一、一般既往症 父母及同胞二人共に健在、一名死亡せるも病因不明、祖父母尙健在、遺傳の徵すべきなし

患者生來健全にして著患を知らず、四歳にして稍重き麻疹を経過したり
二、現症の既往症 四ヶ年前下顎右側第二大臼歯に歯痛を覚え、歯科醫治を求め「ゴム」充填を施さる、其後幾もなく充填物脱落し二ヶ年前より再び歯痛を覚えた
り、然れども堪え難き程度に達したる事なきを以て放置して今日に至れり、然るに五ヶ月前頃右側下顎隅角部に拇指頭大の腫脹を生じ爾後漸次増大し時に僅に縮小したことあるも近頃は稍外觀に觸るゝに至れるを以て來院せり

【主訴】

下頸右側隅角部の腫脹

【現症】

- 1、患者は栄養體格共に中等度にして顔貌に著變なし
- 2、下頸右側隅角の僅に前内方に胡桃大の腫脹を認む、限局性にして健康皮膚を以て被はれ、觸診するに球形にして皮膚及骨等に全く關係なく、強靭彈力性にして壓痛なく、極めて移動性なり
- 3、其他同側及對側頸下及頤下淋巴腺、上脣後腺、頸腺等に腫脹を觸れず

- 4、更に口腔内を検するに清掃一般に佳良、歯牙も亦強堅にして智齒の萌出なきのみ、咬合又正當なり

- 5、下頸右側第二大臼歯は既に失活し、根管は開放せられ、腐敗に陥れり、其他口腔一般粘膜に異常なく、殊に患側歯齦部にも全く著變なし

【診断】

右側の慢性頸下淋巴腺炎

理由

- 1 原因を見るべき患歯の存在
- 2 腫脹は強靭彈力性にして皮膚骨等に癒着なく、極めて移動性にして、壓痛なく限局性にして表面皮膚又全く健康なること、最後に
- 3 腫脹の部位正に頸下淋巴腺の所在に相当す

【鑑別】

一、急性淋巴腺炎　は左の點に於て本症と識別するを得べし

- 1 単純性のものにありても經過更に迅速にして常に壓痛あり、硬度更に軟弱彈力性なるを多しとす
- 2 化膿性のものにありても硬度強靭なれども、化膿するに至れば波動を觸れ、且周圍の蜂窓織炎を惹起すること多く、爲に移動困難、皮膚の表面發赤腫脹熱感あり、壓痛著明にして鷄卵大に達する事あり、更に全身的には發熱症狀を伴ふ事少なからず

二、結核性淋巴腺炎　本症は結核菌の感染により發するものなれども

- 1 素質に關係する事多く
- 2 單に一個の腺の犯さるゝ事稀にして多くは數個犯さる
- 3 形狀は球形又は卵圓形なれども、硬度は普通柔軟彈力性にして乾酪様物質を內容とし
- 4 極めて難治にして多量の褐色の瘢痕組織を形成するを特徴とす

【豫後】

原因たる處の患齒を處置し口腔よりの感染を除けば自ら全く消失す、時として硬結せるゝ永く潜伏することあれども何等の危険を起すことなし

【處置】

- 1 先づ原因を認むべき第二大臼齒の根管治療を行ひ（必要に應じ抜去す）
- 2 患部皮膚には沃度丁幾、沃度軟膏、水銀軟膏等の一を施用し
- 3 沃剝を内服せしめ、或ひは光線療法も可なり、斯くて吸收、變質を催進せしむ
- 4 治癒せざる時は外科的に摘出するの要を見ることあり、但稀なり

【講評】

一、下頸隅角部附近の腫脹の診査法に關して少しく說かん。

下頸隅角部に現はるゝ腫脹頗る多し、曰く下頸臼齒部歯槽の疾患（例之歯槽膿瘍、歯齦緣炎、曰く頸骨體の疾患（例之骨膜炎、骨髓炎、骨内性腫瘍）、曰く頸下部即口底の疾患（例之頸下淋巴腺炎、ルードウイヒ安魏那）、曰く耳下腺部の疾患（例之流行性耳下腺炎、耳下腺混合腫瘍）之れなり。

故に此部に腫脹を發見したる時は右の中先づ其何れの部位より起れるかを鑑別するを要す、其順序左の如くすべし

- 1 先づ下頸骨下縁を觸診すべし、腫脹若し之れより以下なれば即頸下部のものにして、之れより上なれば頸骨體或は歯槽に屬す
- 2 次で双合診によりて齶頰移行部に沿ふて内外より觸診し、之れより下方なれば頸骨體部に屬し之れより上なれば歯槽に屬すものと知るべし
- 3 更に下頸骨上行枝の後縁を觸診すべし、之れより後方にあるは耳下腺部のものにして、之れより前方なれば下頸骨或は骨膜に屬するものとす
- 二、頸下淋巴腺の診査法を更に說かんとす、之をなすには常に頭部を前傾せしめ凡

ての附着筋を全く弛緩せしめ、次で拇指を除く他の四指頭を揃へて極めて弛緩せしめて隅角部の内側に於て恰も軽く物を握らんとするが如き運動をなしつゝ下頸骨内面に向つて触診すべし、或は一侧宛之をなすもよし、或は同時に兩側に就てなすも佳なり

頬下淋巴腺は各側三ヶ宛前後に並列せり、其收容する處の領域左の如し
前列のもの 上頸……犬齒及小白齒、前齒、——
下頸……犬齒及小白齒、——、第一大臼齒

中列のもの 上頸……第一及第二大臼齒、第一及第二小臼齒、——
下頸……第一及第二大臼齒、——、第三大臼齒

後列のもの 上頸……第三大臼齒、第二大臼齒
下頸……第三大臼齒、——

此の如く上下兩頸の歯牙の灌注する腺を異にするは蓋し下頸歯に於ては其前歯は頬下腺に注げども、上頸前歯は之れに注ぐ事なきを以ての故なるべし
本例に於ては第二大臼齒の感染根管を呈せるが故に中列のもの腫脹を呈せるなり

三〇 蝦 蓿 腫

患者 高 ○ ハ ○
年齢：十二歳 性：女性 職業：無（學童）
指定患部 口 腔 一 般

【既往症】

一、一般既往症 父母共に健在、同胞一人ありしも生後幾もなく不明の疾患にて沒せり、何等遺傳的疾患の徵すべきものなし

患者は生來健康にして未だ著患を知らず、麻疹を経過し數回の種痘に善感せり

歯牙は平素強健ならず、屢々歯痛に悩み、殊に一昨年十月頃右側歯牙に疼痛を起し、頬部に著しき腫脹を現はし、某病院に診を求め 外頬部より切開を受けて治癒せり

二、現症の既往症 本症の發現は不明にして一週間以前不圖口腔床底右側に於て一腫瘤の存するを認めたる、然れども何等談話、嚥下及呼吸困難等の機能障害の存

せざるを以て放置せり、然るに數日を経るも毫も軽快せず、依て來院治を乞ふ

【主訴】

舌下部の腫脹

【現症】

一、體格栄養共に中等、右側頸下部に約半吋大の瘻痕を有す、呼吸脈搏等に異常なし

二、口腔内を検するに一般に清掃不完全にして歯頃部殊に前歯部に於て暗緑色の沈着物を認む、齒齦には異常なし、歯牙は上顎に數齒、下顎右側第一大臼歯に齶窩の存するを認む

三、舌を舉上せしめて口底を窺ふに舌繫帶の右側に於て約鳩卵大の腫瘤を認む、健康なる粘膜を以て被はるゝも透映性にして帶青色に内容物を透見し、血管の走行を明かに認むるを得、觸るゝに強韌彈力を有し明瞭なる波動を觸知す、腫瘤は移動性にして骨と附着せず、壓痛を訴へず、熱感なし

四、頸下淋巴腺は兩側に於て大豆大的もの二ヶ宛を觸るゝも柔軟移動性にして毫も

壓痛なし

【診断】

蝦蟆腫 即頸下腺及舌下腺排泄管の瀦溜囊腫なり

理由

- 1 位置 舌下部 殊に舌下唾液腺開口部附近に相當し
- 2 腫瘤は強韌彈力を有し波動明瞭なること
- 3 深部の青色透映なる事
- 4 無痛性にして炎症々候を缺如す
- 5 疑はしき場合には穿刺して内容物を檢す、無色透明粘稠にして卵白に似たるを發見すべし

【鑑別】

上記の特徴によりて鑑別殆んど必要なし、只診斷比較的困難なるは口底に發生せる皮様囊腫なり、然れども之又次の諸點によりて確實なる診斷をなすを得べし
皮様囊腫は

- a 下頸骨又は舌骨と瘻着する事多く
- b 位置正中に存す
- c 周壁蝦蟆腫に比して遙に厚し
- d 青色に透映せず、却て帶黃白色を呈す
- e 且蝦蟆腫よりも化膿の傾向大なり

【豫後】

一定程度に増大すれば自潰して内容物を排除し、時々反覆増大し、敢て壓迫症候及破壊性を呈せず、其周壁を悉く摘出すれば治癒するものなり、但壁を悉く摘出せざれば必ず再發す

【處置】

一、穿刺又は切開によりて單に内容物を排除する方法、又は沃度丁幾の注入等の如きは効果完全ならず、再發し易し
二、最も確實なるは囊腫壁全部の摘出なり、然れども囊壁菲薄にして且周圍組織と瘻着し剥離困難なる事あり、かかる際にはバルチュ氏の方法に従ひ囊腫の前壁

を除き、囊壁と粘膜とを二三ヶ所に於て縫合し、創口の急速なる瘻着を妨げ、粘膜と囊腫内壁とを瘻着せしめ口腔の一側腔たらしむ

【講評】

口・喉・床・底の・腫・脹・の・診・査・に・就・て・説・か・ん・す・

- 1 先づ視診及觸診により外部皮膚面よりと内部粘膜面よりと通法の如く診査す
- 2 次で双合診により先づ腫脹の粘膜面に近きや、或は皮膚面に近きやを診査すべし、蓋し口底組織は其中層に「ハンモック」状をなして存する處の頸舌骨筋あり、唾液腺は其上層に占位し、淋巴腺は其下方に存在するを以て其果して何れが病竈となすやを容易に識別し得るなり
- 3 次で同じく双合診によりて唾液腺と淋巴腺とを觸診すべし、蓋し唾液腺は中線を挟んで頸舌骨筋より上層即粘膜下に左右對稱性に小指頭大をなして存するものにして、健態にありては周圍の結締織と抵抗殆んど同様なるが故に之を識別する事難し、頸下淋巴腺は隅角部の内側即下頸骨下縁に接して皮下に於て左右兩側に三ヶ宛並列するものにして触診し易し

4

口底組織に於て其中に包藏せらるゝ此等の器官、即唾液腺又は淋巴腺を侵さずして、却て他の周囲組織、即此部の疎鬆結締織を侵す處の疾患あり、其主要なるもの二あり

a 其急性化膿性炎に屬する處のルードウイヒ安魏那あり、此場合には此部分は急性炎の主坐にして熱感、壓痛甚しく多くは皮膚面に發赤腫脹を呈し、晚期に至れば波動を呈すべし

b 其他此部の結締織に癌性浸潤を起して無痛性の硬結腫脹を呈する事あり、舌癌の蔓延によるものにして、從て舌を口腔底に癒着せしめたるが如き結果となり、其機能殊に咀嚼談話等を障害する事甚しきものあるべし

附 錄

實地受驗上の注意に就て

實地受驗と云へば文檢であると、或は學校の試験であるとを問はず、常に限られた短時間の中に相當要領能く診査を行はねばならぬものである、絶對完全を期するよりも寧ろ或る與へられたる時間の間に最善を盡すのを本旨とせねばならぬ事が多いのである、所謂拙速の貴ふべき事が多いのである

それだから及第者の顔ぶれを見ても必らずしも實際に出来る人許りではない、寧ろ要領の良い人、機智に富んだ人の方が及第率の多い様な傾のあるのは之れであると思ふ

短時間に正確な診査をする事は非常に要領のあるもので頭腦の鋭敏な人には實際敵する事は出來ないのである、世の有名な臨床醫家は大抵此の様な人である

然しながら文檢の様なものは受驗生の優越の度を検するのではなく寧ろ普通の能力であるか否かと云ふ事を検定するのであるから、決して並外れた鋭敏な頭腦を要求す

るものではない、否世間一般の人が有する丈けの頭脳なり、能力なりを有する事が分れば良いのであるから吾人は敢て苦慮する處はないのである。

世間一般の歯科醫師が分る事さへ分れば宜しいので一般の歯科醫師に分らない事や出来ない事は敢て分らなくつても出来なくつても宜しいのである、名醫なるものは何れの處にも二人か三人よりないものであつて、文檢は敢て名醫たらしめんとする試験ではないのである、普通の開業醫としての試験である。

一方に傑出した處があつて一方に缺點があるよりも、何處にも傑出した點もないが其代り何處にも缺點がないと云ふ方が宜いのである、鋭敏だの機智だのと云ふ事は往往にして奇抜だの突飛になり易く、又奇抜だの、突飛だのと云ふ事は往々にして他面に缺陷だの不用意だのを伴ひ易いのである、此の如き事は診査上吾人の最慎むべき事柄である。

此意味に於て左に最分りきつた事柄であるが得て閑却され易い事や、誤解され易い事を少しく羅列して説明して以て受験者の注意を促さんと思ふのである

已往症の診査に就て

已往症と云へば大略次の様な事を含むのである

- 1 社會的事項：宿所、姓名、體性、年齢、職業
- 2 血族的關係：遺傳
- 3 生活狀態：住居、被服、食物、習慣、從來の健康狀態、月经、妊娠

現症の已往症

内科的疾患等と異なりて歯牙の診査に方りては此等の已往症を巨細に問診する事は通例不需要である、殊に受験場に於けるが如く時間に制限がある時は寧ろ他の、より緊要なる方面に時間を利用する事が得策である

乍去全然之を無視するは決して正當なる診査法と稱する事を得ないものである
然らば如何なる程度迄之を省略して差支ないかと云ふに、其時は時と場合によりて同じからずと云はねばならぬ、少くとも次の事柄は如何に急を要する場合でも常に之

れを念頭に於て診査をせねばならぬ、而して實際之れ丈けを悉く問診するとしては約

二十分を要すべし、故に試験場にありては大抵之を問診する要のない様に豫め略記しておくるものであるが必要と思へば特に其必要なる點に就きて自から問診すべきである

1 年齢 幼年者では歯牙の置換や根端の形成程度等を知るのに必要であるし、中年者ならば智齒の発生等の關係があるし、壯年以後にありては悪性腫瘍の發生、

歯槽膿漏の發現等の關係あるによりて必らず之れを知らざるべからず

2 性 男女兩性は齲蝕の罹患性に就て著しく相異するものである、男子は二十歳を超ゆれば急性多發性齲蝕を發する様な事は殆んど全く無く、若しありとせばそれは大病の後とか或は糖尿病に罹つた時とかでなければならないのである、然るに女子にありては二十歳以後に急性多發性齲蝕を發する事極めて多く妊娠出産授乳等に前後して頗る屢々見る處である

故に青年以後に於て急性多發性齲蝕を見る時は男性なれば必らず先づ何かの重症を経過したか否かを問診し或は内分泌腺の發育不全を疑ひ、壯年以後のものにありては糖尿病及腎臓炎を疑はねばならぬが、女性にありては之れ決して怪むに足

らざる現象にして直に妊娠、出産、授乳等を想起すべきものとす

3 職業 は比較的閑却され易い事項であるが、之れは中々重要なものである、吾人が往々學生から聽取する様に職業を單に職人とか労働者とか漠然と問診して止むるは無意味である、如何なる職人であるか何の労働者であるかを確めねばならぬのである、職人で比較的強壯なる體格を有せるにも拘らず多數の齲蝕を有するものは先づ製菓職工であるか、或は酸類を扱ふものであるかを思はねばならぬし、齒齦縁を有するものであれば先づ鉛類を扱ふものを思はねばならぬ

4 遺傳 内科的の疾患の既往症を取る時分には兩親、祖父母、兄弟、姉妹等の各者の健否、死沒原因年齢等を必らず精密に問診する事になつて居るし、吾人の診査に方りても時間に餘裕ある時、特に精細な診査を要する時等には此規則に従ふべきであるが日常の單純な歯牙疾患の診査の場合だの、試験場に於いて時間に餘裕の無い時の診査等に方りては之れを精密に問診する事は徒に煩勞を増す許りで寧ろ無意味である

故に唯單に黴毒か癌腫等の遺傳の疑ある時、或は血管病出血素質を考ふべき時等

に限りて此等の有無に關して問診をするのは緊要に屬するのである、例之中切歯の切端又は多數歯に甚しき形成不全の歯牙があるとか、唇舌等に難治の潰瘍があるとか、腫瘍が中年以後の人々に現はれたとか云ふ様な場合に然り

此等の遺傳的傾向を慎重に問診して而かも何等得る處なければ乃ち「遺傳的或は血族關係に何等特記すべきなし」と云ふのが常である、但此等の問診を充分なさずして血族關係に何等特記すべきなしと揚言する事は出來ないのである

5 食物 平素の食物は歯牙と直接の關係を有するものであるから常に之を問診するを要するのである、殊に歯牙又は口腔の病竈が慢性のもので且多發性であるか廣汎性である時には必ず必要である、例之多發性咬耗症、廣汎性歯齦縁炎、多發性齶蝕、偏側性歯石沈着等の場合の如し

食物に就ては硬軟何れなるか、肉類野菜の何れかに偏せざるか、纖維多き物ならざるが、果實の攝取等に就て問診すべし、但現症の所見と一致する事實か或は診斷に關して意味のある事實にあらざれば敢て之れをくごくしく答案に記したり、説明したりする必要はないのである、矢張「已往症に就て特記すべきものな

じ」の中に包ましめて差支なし

6 嗜好 古來甘味物と齶蝕との關係は知悉せられたる事實なり、故に齶蝕多き口腔の診査に方りては必らず此事實を確かむるを要す、但飲酒家も決して齶蝕を免かるゝ能はず、否寧ろ飲酒甚しきもの殊に慢性酒精中毒に罹りて朝夕酒を口にする様なものに於て甚しき急性多發性的齶蝕を見るものである、之れ口内に於て酒精が醋酸醣酵を起して歯質を甚しく脱灰せしむるによる

齶蝕と甘味物との關係の如きは民間でも一般に知悉せらるゝ事實である、此の如き公知の事實を忘却したり、検出し得なかつたりするのは診査上許すべからざる粗漏になるのであるから注意すべきである

7 習慣 吼嚼を反覆叮嚀にするものと否らざるものとあり、口腔清掃を注意して行ふものと否らざるものとあり、歯刷子の剛柔、小楊枝の亂用、偏側咀嚼等の習慣は直に歯牙疾患に重大なる影響を與ふるものにして此の如き見易き關係を診査發見し得ざるものは診査の能力なきものと見做されても止むを得ざる處なり、故に常に充分注意を拂はざるべからず

8 健康状態 小兒期に経過せし疾患が、現在に至る迄罹りし事ある重症を一々問診する事は素より不要ではないが内科醫と違つて歯科醫に對しては通例之れが全部必要と云ふ程の關係はないのである、故に時間の餘裕のない時には次の如き問診を以て満足して不可なからべし

- a 生來強健なるや否や
- b 従來罹患せる大病は何か 就中脇室扶斯（頸骨骨疽の原因となる）、糖尿病（多発性歯槽膿漏の原因となる）、黴毒に罹れるや否や、及其時期
- c 外傷又は手術をして出血の制止し得ざりし事なきや否や（出血素質）
- d 婦人に於ては妊娠の度數（急性多發性齶蝕の原因となる）
- e 現症の既往症 既往症の中でも前記の諸項は参考に資するに過ぎないのであるが、此現症の既往症は直接に診斷に必要な事實であつて從つて如何なる場合にも之れが問診を省略する事は出來ないのである、故に時間が愈々切迫して居る時分には外の事柄は省畧しても之丈けは是非問診せねばならないのである、現症の既往症の一例を擧ぐれば次の様にして問診する事が出事ます

- a 此歯は以前にもこんなに痛みしや（或は腫脹せし事ありや）
- b 其時には何日位で如何にして治せしや（切開して治せしや、自然に治せしや）
- c 此度は何日以前に痛み始めしや（或は腫脹し始めしや）
- d 何か特別の原因ありて發病せしや（硬いものを咀嚼して發病せしや、寒冒を引きて發病せしや等）
- e 其後の経過及加療を受けしや及其効果等

現症の診査に就て

現症診査に關する注意事項を少しく述べんとす

一、現症診査の順序 時間を節減し而かも遺憾ながらしめん爲めには是非共一定の順序を定めて診査を行はねばならぬのである、其順序は決して一方から進ねばならぬと云ふ次第にはあらざれども、觀察の最自然の順序として予は次のものを推奨するものである

1 先づ個人を大體として觀る 而して體格及栄養を知る

2 次に眼を定めて顔貌を大體として觀る、而して左右對稱性如何を診査す、腫脹、凹陷等を之によりて知るを得べし

3 そこで乃ち口腔の診査に着手すべきである、口腔を開いても直に一本一本の歯牙に固着するは如何にも眼界が狭ま過ぎるものである、矢張口内を大體として觀察し、其大勢を諒解した後、初めて各個の病竈に限局して診査すべきものである、故に口内の診査も次の様な順序に從ふべきである

a 開口一番、先づ目に映するは其清掃狀態、臭氣、唾液の粘稠、粘膜面の色である、此際開口の能不能等は素より分明すべきであります

b 次に大體としての歯牙である、實質の良否、形態、員數、排列、咬合等の状態である

c 次に乃ち診査の眼を指定せられたる部分、或は特別なる著變を認むる部分に集中すべきであります

開口するや否や一二の患齒に眼を集中して口腔内の大局を没却するが如きは寧ろ醜態である

4 最後に診査を終了するに方りて軽く左右の頸下淋巴腺を觸診して其状態を参考に資すべし

二、歯牙診査の叙述 歯牙診査の結果を叙述する爲に凡そ二つの方法がある

其一は視診、觸診、打診、温度診等を順序を追ふて各齒に施こして行くのである、即視診上中切齒は異常なし犬齒は僅かに暗色を呈し、小白齒は云々、次に觸診上中切齒は何々、犬齒は何々と云ふのである、此方法は系統的診査法としては誠に佳なれども叙述するには極めて煩雜である、加之診斷の論據を求めるのに一々前後を繰返さねばならぬので誠に都合が悪いのである、例之此第一大臼齒は視診上は如何なりしか、打診上如何なりしかと綜合するのに誠に手數である、故に時間に制限なしに系統的記録を残さんとする様な場合には適當なるも實驗試験の筆答等には寧ろ不適當と云はねばならぬのである

其れよりも患齒の各自に就きて視診、觸診、打診、温度診上の所見を叙説し且同時に其周圍の歯龈上の病變等をも併記するを佳とす、何となれば此等の事實を総合して直に診断を下し得るを以てなり

三、

現症の説明に用ゆる術語 元來現症とは現在診査者が目睹する處の状態を云ふものであつて之を説明するには何等の臆斷検定を下したり考慮断定を加へたりするには誤まれるものと云はざるべからず、見たる儘、觸れたる儘でなければならぬのである、乍去之を叙述するには所謂醫學用熟語を使用せねばならぬのである例之齒齦縁の赤くなつて居るのを見たる時に「齒齦縁は充血せり」と云ふのは宜しからず、之れは断定であつて診斷に屬す、實際齒齦縁の赤い處は充血して居るのか、先天的の色彩であるか、炎症であるかは相當の論據を考へたる後にあらざれば断定し得らるゝものにあらず、現症としては其れよりも誰が見ても赤いのは事實であるから「赤い」として説明するのが適當である、乍去赤いと云ふのは熟語ではない吾人は此赤いと云ふ事を熟語を以て叙述せねばならぬのである、即「發赤」とか「潮紅」とか云ふべきである

之れと同様に歯牙が崩壊して居る時に之を「咬耗症」に罹れりと云ふ事は之れは一種の断定であつて診斷の領域に属するものである、其れかと云ふて「崩壊せり」と云ふ事は之れは熟語ではないのであるから之れは必らず「質缺損」と云はね

ばならぬのである

同様に歯牙が窩洞を有せる時にも之を「齶蝕」と云はず、又「空洞」と云はず必らず「窩洞」と稱すべきなり

診断に關する注意

一、診断の論據 診断は何時でも現在診査者自身が目前に見る處即現症を論據として確定せねばならぬものである、已往症は單に参考にするに止め、又推定は加味すべきものにあらざるなり

例之一歯牙あり、時々反覆して其齒齦部に數日間の腫脹及排膿をなせる已往症を有するも現在は何等の異常なきものありとせよ、或人はこれに對して慢性齒槽膿瘍なる診断を下すなるべし、蓋し其腫脹排膿の已往症を有するによりてなり、然れども、元來齒槽膿瘍なる名稱は必らず排膿を伴はざる譯なり、此歯牙は已往に於て數回反覆して排膿なり、或は將來に於ては恐くは同様なる變化を起すなんらんとの推定に基く診断なり、然れども現在に於て何等排膿を認めざるもの

に對し此の如き診斷を下すは決して正當ならず、診斷は常に現症を基礎とせざるべからず、よし數日前迄排膿したりとも現在は全く治癒せるやも計られず、例之數日前迄腎臓炎に罹れるものも現在に於ては全治せるものもあるべきが如し。但此の如きものを全く健全なるものと見做す事は素より不可能なるべし、故に多少推定を加へて現在根尖端周圍組織に不良なる肉芽の存在を疑ふは決して失當なりと云ふべからず、殊に排膿が停止してより餘り多くの時日を経過せざる場合に於て然り、從て寧ろ慢性根端性化膿性歯膜炎と云ふは前者よりは寧ろ眞に近し、然れども之れ前記の如く多少の推定を加へたるものなるを以て最合理的なる診斷とは稱するを得ず、故に更に一步を進めてX線診査を試みて根端周圍に淡き陰影を認めたる時は安じて慢性根端性化膿性歯膜炎なる診斷を下すを得べきなり。

二、歯牙疾患の診断 歯牙の疾患に對しては其硬組織と歯髓と歯膜と並に場合によりては其周圍の歯齦又は粘膜とに對して各別に診断を下さねばならぬ事あり、例之通例吾人が見る如く歯髓の失活して動搖せる歯牙に對して齲蝕、歯髓壞疽、急性歯膜炎三種の診断名を附するが如し、但診査を命ぜられたる歯牙が餘りに多

數なる時、或は無髓歯に起れる急性顎骨骨膜炎等の如く病變が餘りに著名なる時は唯一の診断を以て足れりとなす

處置の叙述に就て

筆答の場合或は普通に質問せられたる場合には處置に就ては單に大體の方針丈けを叙述すべし、例之此歯牙は抜去すべきものなりとか、或は根管治療をなしたる後「アマルガル」充填を施すべきものなりと云ふが如し

然るに局處を沃度丁幾で消毒し、コカイン注射をなし拔歯鉗子を以て抜去すと云ふが如きは徒らに煩を増すのみにて何等の必要なし、寧ろ餘計なり、但歯牙抜去の術式如何と尋ねられたる場合は此限りにあらず

發賣所



大正十年十二月五日發行
大正十二年八月十日再版
大正十三年四月五日三版

編輯及發行所

東洋歯科月報社

東洋歯科目

社

表者
中川
大介

芝區櫻川町二番地

右 廣 同 所

東洋歯科月報社

58
1241

終